

【資料2】

古河市立学校給食センター調理業務等に係る 公募型プロポーザル実施要領

令和8年2月

古河市

I. 一般事項

1. 趣旨

古河市では、児童生徒の心身の健全な発達を図るため、高度な衛生管理のもと安全安心で栄養バランスのとれた学校給食を提供できるよう、平成26年9月に古河市立学校給食センター（以下、「センター」とする。）の供用を開始しました。新しい学校給食衛生管理基準に基づいた当該施設においては、約9,000食／日最大を3献立で提供しており、また、アレルギー対応についても、独立したアレルギー調理室を設置し、アレルギー除去食の提供を平成27年9月から実施しています。

こうした状況を踏まえ、食育の観点、学校給食の質や安全性、行政運営の効率性など総合的に判断した結果、よりよい学校給食を提供できるよう民間のノウハウや専門性、柔軟性を生かした給食調理業務を委託いたします。

本実施要領は、調理業務受託者の選定・決定に当たり、業務運営における高い提案を求め、安全安心な給食を提供できる最も適した業者を決定するため、公募型プロポーザルを行うものです。

2. 公募型プロポーザル概要

- (1) 名 称： 古河市立学校給食センター調理業務等に係る公募型プロポーザル方式
(以下「プロポーザル」という。)
- (2) 主 催 者：茨城県古河市
- (3) 参加資格：「4. 参加資格要件」のとおり
- (4) 選定方法：公募型プロポーザル方式
- (5) 選定概要：①書類審査、②担当者からのプレゼンテーション・発表を基にした提案内容のヒアリング審査を行い選定する。
- (6) プロポーザル実施スケジュール

項目	内容
① 実施要領等の公表	令和8年2月13日(金)
② 参加表明書の提出期限	令和8年2月13日(金)～20日(金) (最終日は午後4時まで)
③ 施設見学会の申込期限	令和8年2月20日(金) (午後4時まで)
④ 施設見学会	令和8年2月27日(金) 午後実施
⑤ 実施要領等に関する質問受付	令和8年2月27日(金)～3月4日(水) (最終日は午後4時まで)
⑥ 実施要領等に関する質問回答	令和8年3月9日(月)
⑦ 企画提案書類の提出期限	令和8年3月23日(月) (午後4時まで)
⑧ 第一次審査に関する結果の通知	令和8年4月下旬
⑨ 第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング審査、内部最終審査）	令和8年5月中旬
⑩ 第二次審査の結果通知・公表	令和8年5月下旬
⑪ 契約締結	令和8年6月上旬
⑫ 委託業務開始準備	契約締結後から
⑬ 業務開始	令和8年8月1日(土)

※受付等は、土曜日、日曜日及び祝日は行いません。

3. 委託業務概要

- (1) 委託業務名 古河市立学校給食センター調理業務等
- (2) 履行場所 茨城県古河市関戸 1014 番地 1
- (3) 委託期間 令和 8 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日（3 年間）
- (4) 施設の概要 ドライシステム方式、3 献立、調理能力最大 12,000 食
(詳細は参考資料「古河市立学校給食センター概要」のとおり)
- (5) 業務内容
- (ア) 学校給食の調理業務 (アレルギー除去食を含む。)
- (イ) 配缶及び配達準備業務
配達及び食器等回収は別事業者が実施
- (ウ) 食器、食缶、調理器具等の洗浄・消毒・保管業務
- (エ) 残菜等の処理 (センター内の厨芥処理システムによる)・搬出
収集及び運搬は別事業者が実施
- (オ) 調理施設、設備の清掃及び日常点検業務
- (カ) 配膳業務
- (キ) 上記に付帯するその他必要な業務
詳細は、別紙「古河市立学校給食センター調理業務等仕様書」のとおり。また、委託業務開始に向けた準備、トレーニング等を委託者と協議し実施すること。
- (6) 委託料の上限額
3 年間の委託料上限額は次のとおりとする。

委託料上限額（3 年間） (税抜き)	委託料上限額（3 年間） (税込み)
813,960,000 円	895,356,000 円

4. 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる事業者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 167 条の 4 の規定にいずれにも該当していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (3) 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）に規定する学校給食の調理業務について、過去 5 年以内に 1 施設の調理食数が、1 日当たり 5,000 食以上かつ複数献立の業務履行実績を有していること。
- (4) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定による営業許可を有すること。
- (5) 過去 5 年以内に、学校給食業務において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 230 号）に基づく営業の禁止もしくは停止の処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適切な衛生対応の確認ができる場合は除く。
- (6) 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）に規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠

- 賠責任保険（PL 保険）に加入している又は加入することが可能な者であること。
- (7) 学校給食法ほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに、文部科学省の「学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年衛食第85号別添、最終改正平成29年性食発第0616第1号）」を厳守した業務が遂行できること。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 別紙「古河市立学校給食センター調理業務等仕様書」の履行が可能であること。

※参加資格の基準日

参加資格の基準日は、企画提案書の提出日とする。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までに参加事業者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には失格とする。

5. 募集及び応募に関する事項

- (1) 実施要領等の承諾
- 参加事業者は、提案書の提出をもって、実施要領などの記載内容を承諾したものとする。
- (2) 参加費用の負担
- 参加に関する必要な費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 著作権
- 参加事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として、書類の作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。
- (4) 提出書類の取扱い
- 提出された書類については変更できないものとし、返却をしない。
- (5) 資料の取扱い
- 市が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この参加に係る検討の目的であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ又は内容を提示することを禁止する。
- (6) その他
- (ア) 市が提示する資料及び質問に対する回答書は、実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- (イ) この実施要領に定めるもののほか、参加に当たって必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知する。

6. 募集手続きについて

- (1) 実施要領等の公表：公表書類
- (ア) 古河市立学校給食センター調理業務等に係る公募型プロポーザル実施要領
- (イ) 古河市立学校給食センター調理業務等仕様書
- (ウ) 別表1対象学校一覧
- (エ) 別表1-2対象学校一覧図
- (オ) 別表2業務分担区分
- (カ) 別表3経費負担区分
- (キ) 様式集（第1号～第16号）
- (ク) 受託者選考審査基準
- (ケ) 別紙1評価基準表
- (コ) 古河市立学校給食センター概要

公表期間：令和8年2月13日（金）から令和8年2月20日（金）まで

公表方法：古河市ホームページへの掲載

（古河市ホームページ <http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>）

※必要書類は、古河市ホームページよりダウンロードすること。

（2）参加表明書の提出

本プロポーザルへ参加意思がある事業者は、「Ⅱ.2企画提案書類の提出」に先立ち、以下の書類を添付の上、参加の意思表明を行うものとする。

提出書類：様式第1号から第3号 ※様式集参照

提出部数：各1部

提出場所：古河市教育委員会 学校給食課（以下、「担当課」とする。）

〒306-0205 茨城県古河市関戸1014番地1

電話：0280-98-3555

メールアドレス：kyuushoku@city.ibaraki-koga.lg.jp

提出方法：担当課まで持参、又は特定記録郵便による郵送、又はメールによる提出（メールによる場合、担当課へ開封及び添付ファイルの確認の連絡をすること）

提出期間：令和8年2月13日（金）～令和8年2月20日（金）午後4時まで 必着

その他：参加表明書を提出した事業者は、本実施要領「I.2.(6)プロポーザル実施スケジュール」に従って手続及び書類の提出等をすること。

（3）施設見学会

参加希望事業者は下記により申し込むこと。

① 実施日時

令和8年2月27日（金）午後2時～4時まで

② 申込方法

見学を希望する事業者は、「施設見学会参加申込書」（様式第4号）に参加者氏名を明記の上、担当課まで持参、又は特定記録郵便による郵送、又は電子メールによる提出（メールによる場合、担当課へ開封及び添付ファイルの確認の連絡をすること）。参加表明書との同封を可とする。

③ 参加人員は各社2人以内とする。

④ 申込期限

令和8年2月20日（金）午後4時まで

⑤ その他

・写真撮影を可とする。

・見学は担当者の説明及び指示に従うこと。

・白衣、調理用帽子、マスク、履物を持参すること。

・実施日2週間以内の腸内細菌検査成績書を持参すること。提出がない場合は、調理場への入室を認めない。

（4）実施要領等に関する質問受付及び回答

① 質問受付

受付期間：令和8年2月27日（金）～3月4日（水）午後4時まで 必着

提出方法：プロポーザル質問書（様式第5号）に内容を簡潔にまとめて記載し、担当課へ持参又はメールで提出すること。また、メールを送信した後に、担当課まで送信した旨の電話をすること。

メールアドレス：kyuushoku@city.ibaraki-koga.lg.jp

② 質問回答

質問回答日：令和8年3月9日（月）

回答方法：質問事業者へはメールにて、その他事業者は担当課窓口にて閲覧。

II. 選定及び審査

1. 選定方法

企画提案書類提出事業者によるプロポーザル方式にて選定。

2. 企画提案書類の提出

- (1) 提出書類：様式第6号及び第8号から第16号 ※様式集参照
- (2) 提出部数：書類7部（正本1部、副本6部）
※提出書類受領書（様式第16号）については、正本1部とする。学校給食課で受付後、返却。
- (3) 提出場所：担当課
- (4) 提出方法：提出場所まで持参（土・日・祝休日を除く午前9時～午後4時）、又は特定記録
郵便による郵送
- (5) 提出期限：令和8年3月23日（月）午後4時まで（必着）
- (6) その他：提出書類の差し替え及び修正は認めない。

3. 企画提案の審査・選定

(1) 選定方法

企画提案の選定に当たっては、古河市立学校給食センター調理業務等に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）において選定する。また、別紙1「評価基準表」に基づき、審査及び評価する。

(2) 第一次審査（書類審査）

プロポーザル参加表明事業者から提出された企画提案書類を総合的に点数評価し、上位3団体程度を第一次審査通過団体とする。

(3) 第二次審査

企画提案に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、その結果により第一次審査の得点に修正を加え採点し、最優秀者を選定する。

（ア）開催期日：日時、場所は別途通知

（イ）所要時間：1事業者につき、30分以内とする。

（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）

（ウ）その他：

① パソコンを使用する場合は、各自準備のこと。

※プロジェクター、スクリーンは市で用意するものを使用可とする。

② プrezentationは非公開とする。

③ プrezentationは、提出された資料を基に行うこと。追加提案の説明及び追加資料の配布は認めない。

(4) 選定結果

審査結果は、企画提案書類を提出した全ての参加者に速やかに「プロポーザル審査結果通知書」を交付する。選定に関する異議等は受け付けない。

4. 企画提案事項

提案に当たっては、自社の業務遂行能力、経験、実績等を踏まえ、以下の事項に配慮した上、具体的な提案及び考え方等について記載すること。

[配慮事項]

No.	項目	内容
1	安全・安心	給食物資の選定・調達や検査の実施、衛生管理の徹底等による安全・安心な給食の提供
2	安定供給	災害時等、様々な緊急的側面にも継続して安定供給できる給食環境の維持
3	食育推進	給食による食に関する正しい理解や知識の習得及び望ましい食習慣の確立
4	おいしい給食	子どもたちへのおいしい給食の提供に資する調理技術水準の向上や検証の場の確保
5	きめ細やかな給食の対応	近年の大きな課題である食物アレルギーへの対応
6	効率性	市民の理解が得られるコストでの運営体制
7	環境への配慮	食べ残し・調理残渣の排出抑制と資源への有効利用の推進

[企画提案書類]

- (1) 企画提案書類の規格は縦A4判・片面印刷・横書き・左綴じとし、下段にページ番号を付してA4判フラットファイルに綴じること。企画提案書類の総ページ数は30ページ以内とする。なお、A3判用紙（片面印刷）使用の場合は、1枚につき、2ページ扱いとする。
- (2) フラットファイルの表紙に 業務名「古河市立学校給食センター調理業務等委託」と参加事業者名（提案者名）を記載すること。
- (3) 企画提案書（様式第6号）は原本用ファイルの先頭にのみ綴じ込み、ページは付さないものとする。
- (4) 企画提案書類は、別紙1「評価基準表」の審査項目1～8の事項について、各既定様式を用い、記載すること。
- (5) 見積提案書は、3年間の委託料および各年度の委託料について税抜で見積ること。各年度別詳細内訳として、積算内訳書（様式任意）を添付すること。なお、本実施要領「I.3.(6)委託料上限額」を超えてはならない。

III. その他

1. 優先交渉権者の特定

第二次審査の結果、審査委員会の点数が最も高かった事業者が、古河市立学校給食センター調理業務等委託を随意契約で締結するに当たり、優先交渉権を得る。ただし、優先交渉権者が契約締結までの間にこの要領等における参加資格を有しなくなった場合又は契約ができなかった場合は、評価結果が次点の事業者を新たに優先交渉権者として手続きを行う。

2. 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 企画提案書類等について、期限内に提出がなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な場合
- (4) 2通以上の書類提出がなされた場合
- (5) プレゼンテーションの時間に遅れた場合
- (6) 本実施要領に定める手続以外の手法により、審査委員に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合（審査の公平性を害する行為があった場合）
- (7) その他本実施要領に違反した場合

3. その他

- (1) プロポーザルに係る書類作成、審査の参加等の一切の経費は、応募者の負担とする。
 - (2) 契約額は、優先交渉権を得た事業者が事前に準備を行う過程で実態に即した額かつ見積提案額以下の金額とする。また、受託者は、委託業務履行に当たり誠意をもって提案内容を実施しなければならない。
 - (3) 提出された全ての書類は返却しない。
 - (4) 提出された提案書は、複製の作成及び情報公開をする場合があるが、原則として提出者の了解が得られない場合はこの限りではない。
 - (5) 得点が同数の場合は、見積金額の低い事業者とする。それでも決定しない場合は、くじ引きによる。
 - (6) 参加表明書提出後、参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式第7号）を作成し、提出すること。
 - (7) 企画提案書に記載した担当予定者を変更する場合には、事前に担当課に届け出るものとする。
 - (8) 提出書類の著作権類の取り扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。ただし、事業者選定の結果の公表において市がこの事業に関し必要と認める用途については、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
 - (9) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4. 担当課（事務局）

古河市教育委員会 学校給食課

〒306-0205：茨城県古河市関戸1014番地1

電話：0280-983555

FAX：0280-980613

メールアドレス：kyuushoku@city.ibaraki-koga.lg.jp